令和８年度第１回　神奈川県社会福祉審議会

資料２

「神奈川県手話推進計画」の改定について



令和８年11月５日
福祉子どもみらい局

1　改定の概要

これまでの県の取組状況や令和７年６月に制定された「手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法）」 を踏まえ、 より一層の手話の普及等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、神奈川県手話推進計画を改定する。

計画の位置付け	手話言語条例第８条第１項の規定に基づき、手話の普及等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために計画を策定
計画期間	令和９年度から令和13年度までの５年間
対象区域	県内全市町村

2　改定のポイント

①　計画名称の変更

手話が、独自の語彙及び文法体系を有し、ろう者とろう者以外の者が、互いの人権を尊重して意思疎通を行うために必要な　「言語」　であるとする条例の基本理念を明確化し、 県民の理解の促進を図るため、計画名称を「神奈川県手話**言語**推進計画」に変更する。

②　手話の獲得・習得支援、学ぶ機会等の充実

手話を必要とする者に対する施策及び県民が手話を学ぶ機会の充実を図るため、各施策の目的や対象者が明確になるよう現行計画の構成を見直し、それぞれを独立した大柱として位置付ける。

③　非常時における手話による情報取得等のための体制整備

自然災害や感染症拡大時などの非常時に、 必要な情報を速やかに取得し円滑に意思疎通を図ることができる体制の整備を、大柱である「手話を使用しやすい環境の整備」内に、新たに中柱として位置付ける。

④　市町村との連携及び協力

令和５年３月の条例改正で規定を追加した市町村との連携及び協力について、新たに大柱として位置付ける。

3　改定に向けた検討状況

○ 条例第８条第２項の規定による県手話言語普及推進協議会において、検討を実施。

令和８年５月27日	改定計画骨子案を審議
７月29日	改定計画素案に係る協議会委員へのヒアリング
９月　８日	改定計画素案を審議

○ 令和８年９月の第３回県議会定例会厚生常任委員会に改定計画素案を報告。

○ 改定計画素案に対するパブリック・コメントを実施。

意見募集期間	令和８年10月15日（木）～令和８年11月13日（金）まで

※　素案は、別添資料２－１のとおり

４　今後のスケジュール

令和８年11月～	改定計画素案に対するパブリック・コメントの意見とりまとめ
令和９年　１月	県手話言語普及推進協議会において改定計画案を審議
３月	第１回県議会定例会厚生常任委員会に改定計画案を報告 県社会福祉審議会に改定計画案を報告

